

議第14号議案

横浜市会個人情報の保護に関する条例の一部改正

横浜市会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月18日提出

市会運営委員会

委員長 藤 代 哲 夫

横浜市条例（番号）

横浜市会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

横浜市会個人情報保護に関する条例（令和5年2月横浜市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項第5号中「の委託」の次に「（新規のものであって、一の委託業務で取り扱う個人情報の本人の数が議長が定める人数を超えるものその他個人情報の漏えい等が発生した場合に個人の権利利益を害するおそれが高いものとして議長が定めるものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

個人情報を取り扱う事務の委託について横浜市個人情報保護審議会に報告を要する範囲を変更するため、横浜市会個人情報保護に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会個人情報の保護に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（審議会への諮問等）

第52条 （第1項省略）

2 議長は、その定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。

（第1号から第4号まで省略）

(5) 個人情報を取り扱う事務の実施機関（市個人情報保護条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。）以外のものへの委託（新規のものであって、一の委託業務で取り扱う個人情報の本人の数が議長が定める人数を超えるものその他個人情報の漏えい等が発生した場合に個人の権利利益を害するおそれ  
が大きいものとして議長が定めるものに限る。） 受託者の名称、委託業務の概要、当該個人情報を保護するための措置等

（第6号、第3項及び第4項省略）